

日本外交文書

大正九年 第三冊 上卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正九年の本書は同年中に展開された欧洲大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一 同盟及聯合國ノ独壊勃各国トノ平和条約批准關係一件	(頁数) 一
附 米國ノ对独平和条約批准拒否問題	一四
二 同盟及聯合國ノ土国及洪国トノ平和条約締結一件	三二
三 國際聯盟理事会ニ關スル件	九三
四 國際聯盟總會ニ關スル件	二五五
五 常設國際司法裁判所創設ニ關スル件	三二六
六 旧独逸海底電線処分問題一件	四一一

(以上 上卷)

目次

- 七 赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件
 - 八 聯合國軍事會議及対独平和条約ノ軍事条項実施ニ関スル件
 - 九 國際聯盟ニ於ケル常設軍事諮問委員會及軍備制限問題ニ関スル件
 - 一〇 対独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件
 - 一一 ブラッセル國際財政會議ニ関スル件
 - 一二 前独国皇帝取扱及戦争責任者問題ニ関スル件
 - 一三 独国ノ対独平和条約違反ニ関スル件
 - 一四 日英同盟協約更新ニ関スル交渉一件
 - 一五 シベリア及東支両鉄道管理ニ関スル交渉一件
- 附録 日本外交文書大正九年第三冊上下巻日附索引

(以上 下巻)

事項一 同盟及聯合國ノ独逸勃各国トノ平和条約批准關係一件

附 米國ノ対独平和条約批准拒否問題

一月二日 内田外務大臣ヨリ
在仏国松井大使宛(電報)

仏伊ノ対独平和条約批准書寄託及批准書寄託
ノ第一回調書作成ノ時期等ニ付問合ノ件

附記 大正八年十二月二十六日松井大使宛内田外務大臣
宛電報講第二五八九号

第一号 至急

貴電講第二五八九号及第二六〇七号ニ関シ

(一) 仏伊ハ既ニ批准書寄託済ナリヤ

(二) 批准書寄託ノ第一回調書ハ一月六日ヲ以テ作製スルノ手
筈トナリ居ルヤ

(三) 第一回聯盟理事會招集ノ日取並米國ノ批准未了ナルモ大
統領ニ於テ愈同會ヲ招集スルコトトナリタルヤ

尚同會ニ於ケル米國代表者出席ノ有無

右当方準備ノ都合モアルニ付事情詳細至急電報アリタシ

一 同盟及聯合國ノ独逸勃各国トノ平和条約批准關係一件 一

註 大正八年十二月二十六日松井大使宛内田外務大臣宛電報講第

二五八九号ハ附記トシテ左ニ掲載ス

(附記)

大正八年十二月二十六日在仏国松井大使宛内田外務大臣宛電報
講第二五八九号

講第二五八九号

往電講第二三四七号ニ関シ英國政府ハ拾二月二拾六日ヲ以
テ対独平和条約及対波蘭条約批准書ヲ寄託スルニ決シタル
ヲ以テ我方ニ於テモ此ノ際帝國批准済ミノ旨正式ニ通知ス
ルヲ適當ト認メ拾二月二拾六日附ヲ以テ仏国外務大臣臨時
兼摂「クレマンソー」ニ対シ対独平和条約及附屬議定書並
対波蘭条約ハ拾一月七日御批准アリタルヲ以テ条約末文ノ
規定ニ依リ之ヲ閣下ニ通知スル旨並批准書ハ到着次第直チ
ニ交付スベキ旨ノ公文ヲ發シタリ

(註) 右公文原文別電ノ通り

一